

平成28年度

歯周病検診のご案内

茨城県は、歯と口腔に関する推進条例を制定し、80歳で20本以上の歯を保つこと及び64歳で24本の歯を保つことを目的とした「8020・6424運動」を展開し、歯科保健の取組みを推奨しています。

歯周病は口腔内の歯周病原性細菌によって引き起こされる感染症で歯肉炎と歯周炎に大別され、進行すると歯を支える骨などが破壊されてしまい、歯を失う大きな原因となります。

また、放置しておく「生活習慣病」や「がん」になるリスクが大きくなると言われています。

当組合でも、疾病予防対策の一環として歯周病の早期発見・早期治療を図ることを目的に歯周病検診を行っていますので、歯に対する正しい知識を身につけるためにも、今年度対象となる方はぜひこの機会に検診を受け、ご自身の歯の健康状態をチェックしてください。

対象者 平成28年度内に40歳以上5歳刻みの年齢に達する組合員

検診内容 歯周組織の検査、問診、指導

実施検診機関 (財)茨城県歯科医師会に入会している県内の歯科医院

検診期間 平成28年6月1日から平成29年3月31日まで

自己負担額 無料 *全額共済組合が負担します。



検診の受け方 ① 対象者全員へ5月下旬に共済事務担当課をとおして次のものを配付します。


- ・歯周病検診受診券
- ・受診票
- ・歯周病検診受診のご案内
- ・歯周病検診実施のお願いについて
- ・歯周病検診事業実施歯科医院一覧表

② 歯周病検診事業実施歯科医院一覧から、希望する歯科医院に茨城県市町村職員共済組合の歯周病検診である旨を伝え予約をします。

③ 窓口①の「歯周病検診受診券」・「受診票」・「歯周病検診実施のお願いについて」を提出し、検診を受けてください。

④ 検診終了後、検査結果に基づく指導・説明を受けます。

*検診結果に基づき歯の治療を行う場合は保険診療となりますので、「組合員証」を持参してください。

歯周病検診受診券			
平成28年度			
所属所名			
組合員番号			
組合員氏名			
生年月日		性別	
検診機関	茨城県内の歯科医院(一部指定できない歯科医院あり)		
受診期間	平成28年6月1日から平成29年3月31日		
自己負担	無料(検診料は、共済組合が全額負担します)		
歯科医療機関 様	上記の受診者は本組合が実施する歯周病検診が受けられる有資格者であるため、茨城県歯科医師会との契約に基づいた歯周病検診を行ってください。		
 茨城県市町村職員共済組合 印 (裏面もご確認ください)			